「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」新旧

	旧
新	
国自安第73号国自货第77号国自整第67号平成21年9月29日一部改正平成21年11月20日一部改正平成22年12月15日一部改正平成24年4月6日一部改正平成25年9月17日一部改正平成29年1月13日一部改正平成30年3月30日一部改正中和元年10月31日一部改正令和元年10月31日一部改正令和2年11月18日一部改正令和3年5月28日一部改正令和5年9月29日一部改正令和5年9月29日一部改正令和7年2月28日	国自安第73号国自货第77号国自整第67号平成21年9月29日一部改正平成21年11月20日一部改正平成22年12月15日一部改正平成24年4月6日一部改正平成25年9月17日一部改正平成29年1月13日一部改正平成30年3月30日一部改正中和元年10月31日一部改正令和元年10月31日一部改正令和2年11月18日一部改正令和3年5月28日一部改正令和3年5月28日一部改正令和3年5月29日
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各 地 方 運 輸 局 長 殿 沖縄総合事務局長 殿
自動車交通局長	自動車交通局長
貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について	貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について
貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法(平成元年法 律第83号。以下「法」という。)第33条(法第35条第6項及び第36条第2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を 行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政 処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。	貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法(平成元年法 律第83号。以下「法」という。)第33条(法第35条第6項及び第36条第2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を 行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の貨物自動車運送事業者に行政 処分等を行う場合は、この基準に従って行うこととされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

1 通則

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) 法第14条若しくは第23条の3 又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(4)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(8)、(9)(略)

$2 \sim 4$ (略)

5 事業停止処分

(1) (略)

- ① 法第15条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)が、著しく遵守されていない場合
- ② 法第15条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に 違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合
- ③ 法第15条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- ④ 法第15条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両 法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合
- ⑤ 法<u>第16条</u>第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の 場合
- ⑥ 法第28条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
- ⑦ 法第28条第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合
- ⑧ (略)
- (2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所

なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成16年6月30日付け国自総第119号、国自貨第28号、国自整第36号。以下「平成16年通達」という。)は、廃止する。

1 通則

 $(1) \sim (6)$ (略)

(7) 法第16条若しくは第24条の3 又は貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号。以下「安全規則」という。)第10条第5項の規定に違反した事業者に対し行政処分等を行う場合において、主たる事務所に営業所を併設しているときは、その営業所に係るものとして、主たる事務所に営業所を併設していないときは、(4)①から③までに掲げる営業所に係るものとして取り扱うものとする。

(8)、(9)(略)

$2 \sim 4$ (略)

5 事業停止処分

(1) (略)

- ① 法<u>第17条</u>第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)が、著しく遵守されていない場合
- ② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に 違反して、全運転者等に対して点呼を全く実施していない場合
- ③ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。)第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合
- ④ 法第17条第1項2号に基づく安全規則第3条の3の規定に違反して、車両 法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在(選任なし)の場合
- ⑤ 法<u>第18条</u>第1項の規定に違反して、運行管理者が全く不在(選任なし)の場合
- ⑥ 法第27条第1項の規定に違反して、名義を他人に利用させていた場合
- ① 法<u>第27条</u>第2項の規定に違反して、事業の貸渡し等を行っていた場合 ⑧ (略)
- (2) (1) のほかに事業停止処分を行う場合及び事業停止処分の対象とする営業所

(以下「処分対象営業所」という。)は、原則として、次の表のとおりとする。

		事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
1	(略)		(略)
2	(略)		(略)
3	(略)		(略)

(注1) ①及び②の事業停止処分については、法<mark>第15条</mark>第1項から第4項まで、<u>第16条</u>第1項並びに<u>第20条</u>第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) (略)

 $(3) \sim (13)$ (略)

- 6 許可の取消処分
- (1) (略)

①~④ (略)

⑤ (略)

ア (略)

- イ 法第14条第3項に規定する安全管理規程の変更命令
- ウ 法第14条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令
- エ 法<u>第22条</u>に規定する輸送の安全確保の命令(⑩及び⑪に該当する場合を除く。)
- オ 法第26条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- カ 法第27条に規定する事業改善の命令

キ (略)

⑥~⑨ (略)

- ⑩「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(平成16年6月30日付け国自総第120号、国自貨第29号。以下「確保命令通達」という。)1. (8) に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令(特定の違反項目に限る。)に従わなかった場合。
- ① 確保命令通達1. (9) に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合。
- (2) (略)
- ①、②(略)

(以下「処分対象営業所」という。)は、原則として、次の表のとおりとする。

		事業停止処分を行う場合	処分対象営業所
1	(略)		(略)
2	(略)		(略)
3	(略)		(略)

(注1)①及び②の事業停止処分については、法<u>第17条</u>第1項から第4項まで、<u>第18条</u>第1項並びに<u>第22条</u>第2項及び第3項による違反行為に係る日車数の和とこれら以外の違反行為に係る日車数の和を比べ、そのいずれかが、①又は②の基準を満たした場合に発動するものとする。

(注2) (略)

(3) ~ (13) (略)

- 6 許可の取消処分
- (1) (略)

① \sim ④ (略)

⑤ (略)

ア (略)

- イ 法第16条第3項に規定する安全管理規程の変更命令
- ウ 法第16条第7項に規定する安全統括管理者の解任命令
- エ 法<u>第23条</u>に規定する輸送の安全確保の命令(⑩及び⑪に該当する場合を除く。)
- オ 法第25条第4項に規定する公衆の利便を阻害する行為等の停止の命令
- カ 法第26条に規定する事業改善の命令

キ (略)

⑥~⑨ (略)

- ⑩「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」(平成16年6月30日付け国自総第120号、国自貨第29号。以下「確保命令通達」という。)1. (7) に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令(特定の違反項目に限る。)に従わなかった場合。
- ① 確保命令通達1. <u>(8)</u>に該当したことにより輸送の安全確保命令を命じられた事業者が、当該命令に従わなかった場合。
- (2) (略)
- ①、②(略)

7 行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法<u>第22条</u>若しくは<u>第27条</u>の規定に基づく 命令(以下「安全確保命令等」という。)については、行政処分等又は安全確保命 令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するもの とする。

- 8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) <u>5 (1) ⑤、</u>(4) 及び(5) の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分について準用する。
- (6) (略)

(0) (#1)		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1 (1)	(略)	(略)
	(略)	(略)
1 (3) ①	(略)	(略)
1 (5)	(略)	(略)
4 (4)	(略)	(略)
	(略)	(略)
<u>5 (1) ⑤</u>	法第16条第1項の規定に違反し	法第36条の2第1項の規定に
	て、運行管理者	違反して、貨物軽自動車安全管
		<u>理者</u>
5 (5)	(略)	(略)
	(略)	(略)

附 則(略)

<u>附</u> 則(令和7年2月28日 国自貨第677号、国自安第168号、国自整第23 4号)

この通達は、令和7年4月1日から施行する。

7 行政処分等又は命令の公表

この通達に基づく行政処分等又は法<u>第23条</u>若しくは<u>第26条</u>の規定に基づく 命令(以下「安全確保命令等」という。)については、行政処分等又は安全確保命 令等を受けた事業者の名称及び処分内容等を別に定める基準により公表するもの とする。

- 8 貨物軽自動車運送事業者に対する行政処分等
- $(1) \sim (4)$ (略)
- (5) <u>5</u> (4) 及び(5) の規定は、貨物軽自動車運送事業者に対する事業停止処分 について準用する。
- (6) (略)

(6) (略)		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1 (1)	(略)	(略)
	(略)	(略)
1 (3) ①	(略)	(略)
1 (5)	(略)	(略)
4 (4)	(略)	(略)
	(略)	(略)
新設	新設	新設
5 (5)	(略)	(略)
	(略)	(略)

附 則(略)

(新設)